

# 平成21年第1回教育委員会臨時会記録

平成21年1月30日(金)

杉並区教育委員会

## 教育委員会記録

日時 平成21年1月30日(金)午前10時00分～午前10時28分

場所 教育委員会室

出席委員 委員長 大藏 雄之助 職務代理者 宮坂 公夫  
委員 安本 ゆみ 委員 大橋 辰雄  
教育長 井出 隆安

欠席委員 (なし)

出席説明員 事務局次長 小林 英雄 教育改部 森 仁司

庶務課長 中村 一郎 教育企画課 種村 明頼

教育委員会事務局 筒井 鉄也 学校適正配置課 徳嵩 淳一

社会教育課 森田 師郎 郷土博物館長 村上 茂

済美教育一長 小澄 龍太郎 済美教育一長 坂田 篤

中央図書館長 和田 義広 中央図書館長 末木 栄

事務局職員 庶務係長 佐藤 則幸 法規担当係長 佐野 太一  
担当書記 佐藤 守

傍聴者数 0名

### 会議に付した事件

#### (議案)

議案第1号 杉並区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

議案第2号 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第3号 杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第4号 平成20年度杉並区一般会計補正予算(第4号)

議案第5号 平成21年度杉並区一般会計予算

## 目 次

会議録署名委員の指名について	3
議案審議	
議案第1号 杉並区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する 条例	3
議案第2号 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正 する条例	4
議案第3号 杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正す る条例	5
議案第4号 平成20年度杉並区一般会計補正予算(第4号)	6
議案第5号 平成21年度杉並区一般会計予算	7

**委員長** それでは、ただいまから平成21年第1回教育委員会臨時会を開催いたします。

本日の議事録の署名委員は、大橋委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、ご案内のとおり、議案が5件となっております。すべての議案が平成21年第1回区議会定例会の提出予定議案で、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条に基づく、区長からの意見聴取案件となっております。したがって、同法第13条により、本日の会議を非公開にしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

**委員長** 異議がないようですので、本日の会議は非公開といたします。

それでは、議案の審議に入ります。

日程第1、議案第1号「杉並区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」を上程し、審議いたします。庶務課長から説明をお願いいたします。

**庶務課長** それでは私の方から、議案第1号「杉並区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」について、ご説明を申し上げます。

幼稚園教育職員の勤務時間につきましては、平成20年第4回区議会定例会におきまして、「杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」を改正し、本年4月から1週間の正規の勤務時間を40時間から38時間45分とし、1日の勤務時間を7時間45分に改定することとしたところでございます。

このことに伴いまして、育児短時間勤務をすることができる勤務形態として、地方公務員の育児休業等に関する法律に定められた勤務形態のほかに、正規の勤務時間が週40時間勤務であることを前提として条例に定めていた勤務の形態について、規定を改める必要があることから条例案を提出するものでございます。

それでは、改定の内容につきましてご説明申し上げます。新旧対照表の2ページから3ページをご覧ください。

条例で定める育児短時間勤務の形態として、区職員、幼稚園教育職員につきましては、職務の性質により、特別の勤務形態によって勤務をする必要のある職員は、1週間当たりの勤務時間が20時間、24時間、または25時間から、19時間25分、19時間35分、23時間15分または24時間35分になるよう勤務することに改めるものでございます。区費負担の学校教育職員につきましては、東京都の教育職員との均衡を考慮いたしまして、正規の勤務時間の改定、この40時間を行わなかったことから、現行のとおりとしてございます。最後に、施行期日でございますが、平成21年4月1日としてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。よろしくお願ひいたしま

す。

**委員長** ただいまのご説明について、ご質問、ご意見ございましょうか。

(「なし」の声)

**委員長** それでは、議案第1号は原案のとおり可決して異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

**委員長** それでは、異議がありませんので第1号は原案のとおり可決いたします。どうもありがとうございました。

それでは、日程第2、議案第2号「杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を上程し、審議いたします。

庶務課長からお願いいたします。

**庶務課長** それでは、続きまして議案第2号「杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、ご説明を申し上げます。

特別区では、人材確保の観点から、幼稚園教育職員に対しまして、義務教育等教員特別手当として、東京都の小中学校の教育職員の額の概ね2分の1の額を支給してございます。平成20年10月1日、特別区人事委員会から幼稚園教育職員の給与制度について、国においては、教員給与に関する見直しが検討されており、特別区においても、国及び他の地方公共団体の動向を踏まえ、検討していく必要があるとの意見が出されました。平成21年4月から、東京都が義務教育等教員特別手当の引き下げを行うこととしたことを踏まえ、特別区におきましても、他団体との均衡を図る観点から、手当の見直しを行うことといたしました。このことに伴いまして、幼稚園教育職員の義務教育等教員特別手当を引き下げる必要があることから、この条例案を提出するものでございます。

それでは、改正の内容につきまして、ご説明を申し上げます。こちらも新旧対照表をご覧ください。

義務教育等教員特別手当の月額上限を9,800円から7,900円に改めるものでございます。

改正内容は以上でございます。

なお、手当の月額は、「杉並区幼稚園教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則」を改正し、改める予定でございます。

最後に施行の期日でございますが、平成21年4月1日としてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は、省略させていただきます。よろしく願いいたします。

**委員長** それでは、ただいまのご説明について、ご意見、ご質問はございましょうか。

(「なし」の声)

**委員長** それでは、議案第2号は原案のとおり可決して異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

**委員長** それでは、異議がありませんので第2号は原案のとおり可決いたします。

次に、日程第3、議案第3号「杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を上程し、審議いたします。

庶務課長から説明をお願いいたします。

**庶務課長** それでは、議案第3号「杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、ご説明を申し上げます。

区費負担の学校教職員の給与制度は、東京都の教育職員との均衡を考慮したものとなっております。平成20年10月16日の東京都人事委員会の報告及び勧告を踏まえ、職員給与が民間従業員給与を上回る公民較差の是正に伴う給料表の改定等、平成21年1月1日から施行するものにつきましては、過日の平成20年第4回区議会定例会におきまして、改正をしたところでございます。

今般、東京都人事委員会の報告及び勧告の内容のうち、小学校・中学校教育職員給料表と特別支援学校教育職員給料表の一本化及び主任教諭の設置に伴う職務の級の 신설等、平成21年4月1日から施行するものとされている事項等につきまして、改正をする必要があることから、この条例案を提出するものでございます。

それでは、改正の内容につきまして、資料に沿ってご説明を申し上げます。

まず、資料2の、給与改定の概要をご覧いただきたいと存じます。表になっている資料でございます。

改正の第1点は、給料表の改正でございます。小学校・中学校教育職員給料表と特別支援学校教育職員給料表を一本化し、学校教育職員給料表とし、主任教諭の職務の級を設置するほか、職務の級の構成を改正してございます。これが1点目。

それから、改正の2点目は、教育業務連絡指導手当の廃止でございます。

特殊勤務手当の1つとして、「杉並区立学校の管理運営に関する規則」の規定により置かれる主任が、企画立案及び連絡調整に当たり、必要に応じて指導及び助言を行う主任に関わる業務に従事したときに支給していた教育業務連絡指導手当は、主任教諭の職務の級の設置の趣旨に鑑み廃止することとしてございます。

改正の3点目は、職務段階別加算の見直しでございます。職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮いたしまして、期末手当及び勤勉手当を加算する教育職員として、これまでは、一定の経験年数を有する教員に対して手当を加算することとしてございましたが、これを主任教諭とするも

のでございます。

改正の4点目でございますが、勤勉手当の成績率制度の改定でございます。能率給である勤勉手当の趣旨に鑑みまして、全職員に対する勤勉手当の支給総額に関する規定を設け、その範囲内で、成績率制度の効果的な運用を図ることとするものでございます。

また、勤勉手当の基礎額につきましては、規則で定めているところでございますが、規則を改正いたしまして、扶養手当を控除し、相当額を成績率の原資とする予定でございます。

最後、改正の5点目でございますが、義務教育等教員特別手当の改正でございます。義務教育等教員特別手当の支給限度額を、国庫負担金の縮減率と同率程度引き下げるものでございます。

議案にお戻りいただきまして、附則をご覧いただきたいと存じます。

附則の第1項は、施行期日でございますが、平成21年4月1日としてございます。第2項から第8項までは、この条例の改正に伴う必要な経過措置といたしまして、給料表の一本化等に伴う職務の級、号給の切り替え及び切り替えに伴って生じる調整措置を定めてございます。第9項では、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が人事委員会と協議して定めることとすることを定めてございます。第10項でございますが、職務の級、号給の切り替え等に伴う現給保障として支給する給料については、退職手当の計算基礎に含めるために、「杉並区職員の退職手当に関する条例」の一部を改正するものでございます。最後に第11項でございますが、給料表の改正に伴う職務の級の規定整備と現給保障として支給する給料の教職調整額の計算基礎に含めるために、「杉並区学校教職員の給与等に関する特別措置に関する条例」の一部を改正するものでございます。

大変長くなりましたが、以上で説明を終わります。

議案の朗読は省略させていただきます。よろしく願いいたします。

**委員長** それでは、ただいまのご説明について、ご質問、ご意見ございますか。

(「なし」の声)

**委員長** それでは、議案第3号は原案のとおり可決して、異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

**委員長** それでは、異議がありませんので、議案第3号は原案のとおり可決いたします。

続きまして、日程第4、議案第4号「平成20年度杉並区一般会計補正予算(第4号)」を上程し、審議いたします。

庶務課長から説明をお願いいたします。

**庶務課長** それでは、「平成20年度杉並区一般会計補正予算(第4号)」の概要について、ご説明を申し上げます。

こちらの方は資料をご覧いただきたいと存じます。

今回の補正予算案につきましては、年度末に当たりまして所要の調整を減額補正という形で行うものでございます。まずは資料の1ページをご覧ください。

まず、1番上のところですが、教育費の減額補正総額として、3億2,000万余となっております。その内訳でございますが、まず、第1項目として、「エコスクールの推進」についてでございます。約1億円の減額となっております。これは、校庭の芝生化につきまして、当初3校で予定をしてございましたが、条件が整った学校が20年度に関しては少なく、2校となったことによるものでございます。なお、21年度、来年度につきましては、早い段階から学校に働きかけを行い、十分な調査を行った上で対応してまいりたいというふうに思っております。

次に、「フレッシュ補助教員」の採用についての減額でございますが、補助教員を配置する要件を満たす学校が少なかったことによるものでございます。また、その下、「認定講師事業補充教員」につきましても、当初の想定必要数を下回ったことに対する減額でございます。

次に、「高井戸小学校の改築」、以下3校、方南小学校、天沼小学校及び松溪中学校ですが、改築に関わる減額についてですが、解体工事を含む入札による落札金額、これを低く抑えることができたことによる減額でございます。

最後に、「図書館施設維持管理」の経費減額でございますが、各図書館において、この間、光熱水費等節減に努めた結果による減、さらには、清掃等建物管理委託などで契約において、こちらのほうも落札金額を低く抑えることができたものによるものでございます。

以上、減額補正による所要の予算調整を、平成20年度の第4号補正という形で行ってまいります。

私からの説明は以上です。よろしくお願いいいたします。

**委員長** それでは、ただいまのご説明について、ご意見、ご質問はございますでしょうか。

(「なし」の声)

**委員長** では、ありませんので議案第4号は原案のとおり可決して異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

**委員長** それでは、異議はありませんから、議案第4号は原案のとおり可決いたします。

最後に、日程第5、議案第5号「平成21年度杉並区一般会計予算」を上程し、審議いたします。

庶務課長から説明をお願いいたします。

**庶務課長** 最後になりました。それでは、「平成21年度杉並区一般会計予算」につきまして、ご説明申し上げます。こちらのほうも資料をご覧ください。

平成21年度予算につきましては、日本経済が直面する危機の中にあって、区政が基礎的自治体



としての役割を確実に果たし、平成22年度の杉並区のあるべき姿を実現し、21年度をさらにその先にある高い目標を目指す年と位置づけ、「遠きを見すえ、今を固める予算」として編成されてございます。

教育部門での重点的な予算配分としては、まず、今申し上げました、今を固める、あるいは、明日をつくるという視点では、30人程度学級のさらなる推進、あるいは、新教育課程に対応するための外国語教育、理科教育の充実が挙げられます。またさらに、遠きを見すえるという視点では、（仮称）教育基本条例等の具体化に向けた取り組み等が挙げられると存じます。

それでは、具体的にページを追ってまいりたいと思いますが、まず1ページをご覧ください。

杉並区の予算方針につきましては、記載のとおりでございますが、その8番でございます、行革効果についてでございます。この間、区立図書館の経営改革、さらには学校業務の包括委託の推進等で、ここにもございますが、約2億4,000万円の効果を認めました。そのインセンティブといたしまして、そのインセンティブ予算として、これをまた教育費に充てられる予算を獲得してございます。

それから、次に2ページのところでございますけれども、平成21年度の区の当初予算における財政計画について触れてございます。一番欄の下のところをご覧ください。厳しい経済状況のもとでございますが、財源保留額も含めた歳入歳出総額で約1,435億円、前年比で92.3%の緊縮型予算となっております。

次に1ページ飛ばしていただきまして、4ページの分野別集計でございますが、中段のところの教育費をご覧いただきたいと存じます。予算額としまして約152億円余、前年比でこちらも93.6%の緊縮予算でございますが、総予算との比率につきましては、一番右のところでございますが、10.69%、昨年度が10.54%でございましたので、ほぼ横ばいになってございます。

次に8ページでございますが、こちらのほうは事業ごとの予算の概要を載せてございます。ご参考にしていただきたいと思います。

引き続いて、各予算の概要でございますが、10ページ以後になります。主な事業予算につきまして、投資事業、それから既定事業の順に記載をしてございます。まず、投資事業につきまして、主な事業の説明をさせていただきます。

1番上のところ、エコスクールの推進でございますが、引き続き校舎壁面の緑化、さらには校庭の緑地化を図ってまいりたいと存じます。また、これとあわせてエコ改修を充実させるとともに、環境学習をさらに充実させ、徹底したエコスクール化を推進した学校から、温熱環境の緩和のための補助的手段として、一部エアコンの設置を21年度は行ってまいります。

また、その下の欄でございますが、小学校施設設備につきましては、昨年の区立小学校での児

童転落事故を受けて、引き続き安全対策に必要な予算を計上してまいります。また、安全対策以外の具体的な取り組みとしては、歯磨き推進モデル校を指定して、歯磨きができる水場を増やすなどの改修をあわせて行ってまいります。さらに、天沼小学校の新校舎の建設及び松溪中学校の改築工事を進めるほか、既存の小学校、中学校の耐震改修につきましても、区の耐震改修促進計画に基づき、学校施設を最優先にこちらを進めてまいります。

最後に、社会教育の分野では、大宮前体育館の移転改築に伴う実施設計費用を計上し、また、高井戸温水プールの改修費用を計上してまいります。

次に、13ページ。既定事業のところでございますが、最初に、教育ビジョンの推進に伴う経費として、小中一貫教育に係る経費とあわせ、（仮称）教育基本条例等の策定に関する経費を計上してございます。また、地域教育の改革の推進では、現在、小中学校の半数33校に達した学校支援本部を持つ学校を55校に増やしてまいる予定でございます。

また、特別支援教育の分野では、学級介助員、ボランティア、学習支援教員の拡充を図ってまいります。これにつきましては、緊急雇用創出事業予算を活用し、さらに充実をさせてまいります。

次に、14ページでございますが、学校給食の分野では、食育の推進とあわせて、米飯給食のための飯碗の購入を、小学校で2校、中学校で2校、モデル的に実施をしてまいります。また、区立学校教育活動の推進では、来年度オープンする「座・高円寺」、これを利用しての演劇鑑賞教室を実施するほか、日本語教育の充実にも努めてまいります。さらに、新学習指導要領の実施に向け、理科教育の充実にも力を入れてまいります。

最後に、社会教育の分野では、一部の地域図書館で正月開館を実施するほか、中学校駅伝大会のさらなる充実、さらには、交流自治体等との区民、市民レベルでのスポーツ交流等を、より一層推進してまいります。

なお、本日ご説明した予算にはございませんが、学校図書館をさらに充実させるために、子どもたちに本の紹介を行ったり、あるいは、調べ学習の本等を教えたりする、非常勤の学校司書を小中学校分区単位、11カ所に配置する予算を緊急雇用創出支援事業の中に計上をしてございます。

以上、「平成21年度杉並区一般会計予算」につきまして、その概要のご説明をさせていただきました。最初に申し上げたとおり、大変厳しい経済状況の中での予算でございますが、学校を含む教育委員会全体で、この予算を今まで以上に有効に活用し、さらなる教育改革に向けて進んでまいりたいと思っております。

大変長くなりましたが、私のほうからの説明は以上です。

**委員長** ただいまのご説明について、ご質問、ご意見ございますか。

**安本委員** 本筋じゃないんですけれども、ちょっと教えてください。

1 ページ目の 8 番の行革効果のところの主な内容ですが、学校警備のあとに学童擁護というのがあるんですけれども、これは具体的にはどんな感じですか。

**庶務課長** 用務事務の一環なんですけれども、例えば、子どもたちが登校する際の見守りですとか、そういったことを含めた事業をお願いしているところはございます。

**安本委員** シルバー人材センターとかですか。

**庶務課長** そうです。そういったものを含めてです。

**安本委員** 学童擁護という意味は、そういうことですか。

わかりました。あともう一つ、小学校、中学校の耐震改修というのはどのような内容ですか。

**庶務課長** 既存校につきましては、来年度、耐震改修を行っていく学校が数校ございます。

**安本委員** わかりました。どうもありがとうございます。

**委員長** 「都支」とありますが、特定財源というのは、これは都から来るっていうものですか。

**庶務課長** そうです。都から来るものもございますし、様々です。例えば、エコスクールの推進ところでございますけれども、「公立学校運動場芝生化事業補助金」、こういったものを特定財源としていただき、充当していくという、そういった形になってございます。

**委員長** ほかに何かございますか。

それでは、議案第 5 号は原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

**委員長** それでは異議ありませんので、議案第 5 号は原案のとおり可決いたします。

予定されました日程はすべて終了いたしました。

本日の会議をこれで閉じます。ありがとうございました。